

## 「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の改定

### 消防・救急課

#### 1 はじめに

消防庁では、建物火災時に屋内進入する消防隊員が、より安全に消火活動を行うための個人防火装備に求められる機能及び性能を示すことを目的として、ISO規格等の基準を基礎とした「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を平成23年5月に策定し、平成29年3月に改定しました。

今回、前回の改定以降にISO規格（活動服、保守等に関するガイダンス等）が新たに出版又は改定が行われたことから、ガイドラインの改定を検討するための検討会を開催し、報告書が完成しました。その結果を踏まえ、ガイドラインを改定し、各都道府県に通知しました。

#### 2 主な改正項目

##### (1) 活動服

防火服の性能要求を満たすための選択肢として、「防火服+活動服」の組み合わせを取り入れることに伴い、活動服の性能要求を示すこととしました。ただし、本ガイドラインで示す活動服の性能要求は、「防火服+活動服」の組み合わせにおける活動服に限っています。

「防火服+活動服」の組み合わせにより、ガイドラインの性能要求を満たす際の活動服は「ISO 21942:2019（※）レベル2」を概ねの基準として、新たに対象として追加しました。

※ISO:21942:2019「消防隊員用ステーションユニフォーム」

##### (2) 防火服

各消防本部の戦術等に応じた装備の選択を行うことができるように、①防火服「単体」でガイドラインの性能要求を満たすものだけでなく、新たに②「防火服+活動服」の組み合わせにより性能要求を満たすものを対象と

して追加しました。

当該②の防火服の性能要求は、「ISO 11613:2017（※）」を概ねの基準としています。

※ISO 11613:2017「建物の消火に伴う支援活動に携わる消防隊員の消防活動用個人装備の試験方法と要求事項」

##### (3) 防火手袋

防火手袋は装備の構造上、手掌部、手背部、指先部により生地構成が異なる場合があります。防火手袋としての防護性能を有するためには、生地構成が異なる各部において試験を実施し、全ての部位において性能要求を満たす必要があることから、試験条件を「手掌部、手背部、指先部により生地構成が異なる場合は、各部分で試験実施すること」に改正しました。

##### (4) 防火靴

防火靴の性能試験はISOによる試験規格を採用していましたが、試験内容によっては国内試験機関では対応困難なものが見られました。同種のJISによる試験規格であれば、国内試験機関においても対応が可能となることから、既存のISO試験規格と同等とすることが可能なJIS試験規格を選択肢として加えました。

##### (5) 個人防火装備の運用及び取扱い

消火活動に従事する消防隊員の安全性をより高めるには、防火装備の防護性能を高めるだけでなく、必要な防護性能等を考慮した調達にはじまり、使用方法、保守管理に至るまでの運用に関することも重要であることから、防火装備の運用及び取扱いに関することを追加しました。





### 3 おわりに

各消防本部においては、個人防火装備の調達をはじめ、運用される際には、本ガイドラインを参考としていただき、消防隊員の安全性をより高めることで、住民の安心・安全な暮らしを守るための一助にさせていただきたいと存じます。

#### 【検討会報告書関連資料】

○消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会報告書

<[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-104/04/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-104/04/houkokusyo.pdf)>

○消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン（令和4年3月改定）

<[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-104/04/r4\\_guideline.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-104/04/r4_guideline.pdf)>

#### 【消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン】

##### <目次>

- 第1章 目的等
- 第2章 経緯及び改定方針
  - 第1 経緯
  - 第2 国際規格との関係性
  - 第3 改定方針
- 第3章 個人防火装備の着装等
  - 第1 個人防火装備の運用
  - 第2 個人防火装備の取扱い
  - 第3 ラベルの表示（参考）
  - 第4 個人防火装備の着装
  - 第5 活動時の熱環境及び身体的負荷
  - 別添1 消防隊員用個人防護装備の選択、使用、手入れ及び保守に関するガイドライン（SUCAM）
  - 別添2 リスクアセスメント
  - 別添3 ISO / TS 11999-2015 コンパチビリティ（適合性）【抜粋】
- 第4章 個人防火装備の性能等
  - 第1 防火服に求められる性能等
  - 第2 活動服に求められる性能等
  - 第3 防火手袋に求められる性能等
  - 第4 防火帽及びしころに求められる性能等
  - 第5 防火靴に求められる性能等
  - 第6 防火フードに求められる性能等

#### <概要>

##### （1）個人防火装備の主な構成

- ① 防火服  
原則、上衣とズボンで構成されたセパレート型とする。
- ② 活動服  
防火服と同様に上衣とズボンで構成されたセパレート型とし、防火服とともに着用する。
- ③ 防火手袋  
手掌側、手背側ともに防火服と同様の耐炎及び耐熱性能を有し、手掌側には、滑り止め措置を施す。
- ④ 防火帽  
本体（帽体、着装体、あごひもをいう）、フェイスシールド及びしころを原則として、頭部及び頸部を覆うことができるものとする。
- ⑤ 防火靴  
踏抜き防止のため、表底と中底の間に踏抜き防止板を入れる。つま先には先芯を設け、重量物の落下等からつま先を保護する。
- ⑥ 防火フード  
頭部と頸部の露出部を保護する繊維素材から構成する。

##### （2）個人防火装備に求められる主な性能及び性能試験方法

- ① 性能
  - ・耐炎・耐熱性能（耐炎性、耐熱性、熱伝達性等）
  - ・機械的強度性能（引張抵抗、引裂抵抗、突刺し抵抗、耐踏抜き性、耐貫通性等）
  - ・その他の性能（防水性、耐化学薬品性、快適性、静電気帯電防止性等）
- ② 性能試験方法  
ISO又はJIS等に規定する試験方法に従って行うものとする。

##### （3）ガイドラインの活用

- ① 消防隊員は、個人防火装備の持つ機能及び性能を教育訓練等で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施する必要がある。
- ② ガイドラインは、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能を示すことを目的として作成しており、あらゆる火災等に対応可能な個人防火装備の性能を示しているものではないことから、各消防本部は、地域特性、消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考とし、個人防火装備の仕様について検討を行う必要がある。

#### 問合わせ先

消防庁消防・救急課 警防係  
TEL: 03-5253-7522